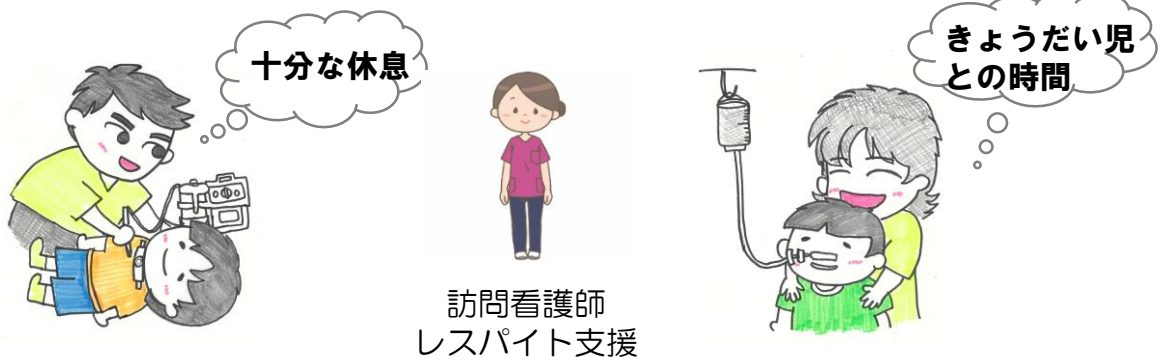


医療的ケア児レスパイト事業 (令和5年10月より利用時間を拡充しました)

在宅の医療的ケア児がご利用中の訪問看護ステーションが、健康保険法の適用対象時間等を超えて訪問看護を実施した場合に、その費用を福岡県と北九州市が助成します！



Q この事業の対象者は？

以下の全てに該当する医療的ケア児が対象です。

- ・北九州市内に住所を有すること
- ・0歳～18歳に達する日以降の最初の3/31までの間であること
- ・在宅で同居の保護者等から介護を受けて生活していること
- ・医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
- ・訪問看護による医療的ケアを受けていること

Q 助成額は？

生活保護世帯や市民税非課税世帯は1時間につき7,500円。

それ以外の世帯については、1時間につき7,000円を助成します。

※利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、翌月に繰越すことができます。

ただし、翌年度に繰越すことは出来ません。

Q 利用可能時間は？

- ・訪問看護ステーションが医療的ケア児を訪問して行う看護
助成対象者1人につき、一年度あたり48時間
- ・訪問看護ステーションが保育所、学校等を訪問して行う看護（※拡充）
助成対象者1人につき、一年度あたり144時間

Q 申請方法を教えてください。

利用されている訪問看護ステーション経由で申請いただくこととなります。
ただし、訪問看護ステーションの体制などによっては本事業への申請ができませんので、訪問看護ステーションとよくご相談ください。